

## 令和3年度鹿嶋市入札契約制度評価委員会 審議概要

- ・日時  
令和4年2月21日（月）
- ・場所  
新型コロナウイルスの感染拡大防止のため書面開催
- ・出席委員（4名）  
小神野委員長・西岡委員・小島委員・飯田委員

### ○審議案件

1. 工事名：2鹿教設第3号 中野東小学校プール解体撤去工事  
2鹿教設第2号 大同東小学校プール解体撤去工事  
工種：解体工事  
整理番号：No.6・7（一般競争入札）  
工事場所：鹿嶋市大字荒野1221番地（中野東小学校）  
鹿嶋市大字荒井373番地（大同東小学校）  
事業課：教育施設課

No.6, 7は、同様のプール解体撤去工事ですが、最低制限価格を下回り失格となる参加者が合わせて5件もあり、いずれの落札価格も予定価格の90%を切っています。競争入札の原理が働いて結構ですが、一方で予定価格が高すぎたと思えなくもない。もう少し予定価格が低ければ、失格者が減り落札価格もさらに下げられたと思います。いかがですか？

### 回答

予定価格は、発注担当課が市場価格等から適正に設計・積算を行ったうえで決定されます。また、最低制限価格はダンピング受注の防止を図る観点から導入されています。落札価格が下がり過ぎることは発注者にとって良いことだけではなく、公共工事の質の低下や下請業者へのしわ寄せなどにもつながるため、適正な設計・積算を行うことが必要と考えます。このことについては、総務省・国土交通省の通知でも示されているとおりです。

2. 工事名：2社交鹿公下第1-1号 根三田地区污水管整備工事  
2市整鹿道建第10号 道路改良工事  
2鹿下第20号 平井地区污水管整備工事  
工種：土木一式工事  
整理番号：No.5・9・10（一般競争入札）  
工事場所：鹿嶋市長栖地内（No.5）  
鹿嶋市平井地内（No.9・10）  
事業課：下水道課（No.5・10）、道路建設課（No.9）

No.5, 9, 10は入札参加者が多いものの、取下げが非常に多い。  
No.5は5/10, No.9は6/14, No.10は6/15もあります。  
取下げ理由とはどのようなものですか？

回答

取り下げは、一般競争入札に参加を申請したものの、様々な理由から入札への参加を事前に取り下げるものです。理由については聞き取り等を行わないため、把握していませんが、技術者の不足や、工期的な理由などが推測されます。

3. 工事名：2鹿総第2号 庁舎非常用自家発電設備設置工事  
2鹿大第1号 大野ふれあいセンター非常用自家発電設備設置工事  
工種：電気工事  
整理番号：No.14・17（一般競争入札）  
工事場所：鹿嶋市大字平井1187番地1（No.14）  
鹿嶋市大字津賀1919番地1外（No.17）  
事業課：総務課（No.14）、大野出張所（No.17）

No.14、17は同様の工事でありながら、No.17は参加者が3社に満たず指名入札に回っています。参加者が3者に満たない理由はどこにあると考えますか？また仕様も添付写真も同じ設備にもかかわらず予定価格が異なる理由はどうしてですか？

回答

参加者が3者に満たない理由については、上記の質問でも一部触れましたが、事業者によって理由は様々なものと推測します。2つの工事は設置する設備は同じ仕様のもですが、設置する場所、接続する環境により、ケーブルを敷設する距離等が異なるため、予定価格が異なったものです。

4. 工事名：2鹿教設第72号 小学校校内LAN整備工事（その2）  
2鹿教設第71号 小学校校内LAN整備工事（その1）  
2鹿教設第73号 中学校校内LAN整備工事  
工種：電気工事・電気通信工事  
整理番号：No.23・24・25（一般競争入札）  
工事場所：鹿嶋市大字明石516番地 波野小学校他（No.23）  
鹿嶋市大字大船津2328番地1 豊津小学校他（No.24）  
鹿嶋市大字宮中2398番地1 鹿島中学校他（No.25）  
事業課：教育施設課

No.23、24、25は同様のLAN整備工事です。参加者4者で一般入札の条件を満たしていますが、東光電設はいずれの案件も取下げ、残りの3者が順次取り降りの形で無効となり、No.25では1者のみの入札となっています。つまり、東光電設の取下げで、残り3者が案件を分け合った形で、しかも3件とも予定価格に近い99.8～99.9%で落札しています。つまり4者が納得づくの入札と思えます。いかがですか？

回答

結果的に3つの工事に対して3者の参加，落札率が99%程度で，無効（取り降り）が発生し案件を分け合った形になりましたが，入札に関しては適正に執行しています。

## 5. 指名入札について

全件を通覧すると，落札価格は平均97%で，各案件の最高入札価格は，予定価格の97.1%～100%に収まり，予定価格を上回るものも最低制限価格を下回るものもない。

本来，競争入札は入札価格にバラツキがあり，予定価格を上回るものから，最低制限価格を下回るものがあってもおかしくないと思いますが，どう考えたらいいのか？

回答

鹿嶋市は工事の予定価格を事前に公表しており，予定価格を上回る入札は失格としているため，予定価格を上回る入札は，金額の記入ミスを除いては発生しない状況です。また，最低制限価格基準額については積算式を公表していますので，その価格を下回ることが少なくなるものと考えます。

## 6. 工事名：2鹿廃対第1号 資源化施設破袋機補修工事

工種：機械器具設置工事

整理番号：No.15（指名競争入札）

工事場所：鹿嶋市大字平井2264番地

事業課：廃棄物対策課

No.15は資源化施設補修工事ですが，参加者6者に対して3者辞退です。どんな辞退理由ですか。

回答

指名競争入札については，理由無しでの辞退を認めており，聞き取り等も行わないため，把握していません。

7. 工事名：2 鹿大第 1－1 号 大野ふれあいセンター非常用自家発電設備設置  
工事

工種：電気工事

整理番号：No.4 8（指名競争入札）

工事場所：鹿嶋市大字津賀 1 9 1 9 番地 1 外

事業課：大野出張所

No.4 8 大野ふれあいセンターの非常用発電設備（一般入札中止で指名入札に変更されたもの）は、変更後の予定価格が一般入札時の価格より高く設定（66,689千円→68,959千円）されています。その理由は？  
さらに言えば、落札価格63,250千円から判断し、高くする必要があったのですか？

回答

一般競争入札が不調となった場合、設計や工期等が原因であることも考えられるため、同じ設計内容での指名競争入札は行わず、設計内容を変更して指名競争入札を行います。本工事は不調になった一般競争入札での案件と一部設計や工期を変更しているため、設計金額が高くなっています。

8. 随意契約について

- (1) 随意契約は、機械に精通した知識と技能を有するプラントメーカーに特定されることから、特定業者の見積りで作業が進められるものと理解しています。したがって、No.5のエレベーター機能維持工事のように、予定価格≒落札価格と考えられますが、他の8件（随意契約かつ建設工事）は異なります。どうしてですか？

回答

随意契約は競争入札とは違い、特定業者の見積りを元に積算するのは委員の質問内容のとおりです。契約行為をする際に、工事内容等から事業者へ参考見積書等を徴取し、予定価格を定めます。ただし、随意契約の場合、最低見積者との価格協議を行うため、契約金額が下がることもあり得ると考えます。

- (2) No.6の食器トレイ洗浄維持補修工事では、予定価格の87%で落札しています。このように下がる理由は何ですか？

回答

上記の回答で示したとおり、最低見積者との価格協議の結果と考えます。

(3) そもそもどこが予定価格を決めるのですか？

回答

設計金額につきましては、発注担当課が市場価格や参考見積等から積算を行う場合と、設計を外部に委託し積算する場合があります。それにより作成された設計金額が、金額に応じた決裁権者が決裁することにより、予定価格として決定されます。

9. 工事名：2鹿廃対第8号

リサイクル施設粒度調整破砕機オイル漏れ修繕工事

工種：機械器具設置工事

整理番号：No.7（随意契約）

工事場所：鹿嶋市大字平井2264番地

事業課：廃棄物対策課

No.7の緊急事態での修繕工事では、先に工事を済ませ後に請求額を決めるとおられます。それでも予定価格があるのは理解できません。

いかがでしょうか？

回答

災害等による復旧工事など緊急的なもので、積算等の期間がとれない場合にあっては委員のご質問のとおりですが、本工事については通常どおりの事務手続きで執行しています。

10. 工事名：2鹿大第1号 大野ふれあいセンター非常用自家発電設備設置工事

工種：電気工事

整理番号：No.18（一般競争入札）

工事場所：鹿嶋市大字津賀1919番地1外

事業課：大野出張所

(1) 類似するNo.14とNo.15の設置工事では一般競争入札が行われているが、本設置工事では入札参加者が3社に満たないため入札中止とあるが、その要因は何か。

回答

鹿嶋市では一般競争入札で参加者が3者に満たない場合は中止としており、本工事はそれにより中止となっています。  
参加者が3者に満たなかった要因につきましては、一概には言えませんが、技術者の不足や、工期的なものなどが推測されますが、事業者ごとに様々な理由があると思われます。

- (2) 中止により、指名競争入札に切り替え8業者指名で入札が実施されたが、この8業者が一般競争入札へ参加しなかったことをどのように考えたらいいか。

事業者が一般競争入札に参加をしない理由につきましては、事業者ごとに違いますし、市では把握できないため推測になりますが、設計内容や工期等の要因が考えられるかと思えます。

## 11. 総合評価方式について

- (1) 総合評価落札方式が3件実施されていますが、どのような場合に適用されるのか。又、適用する工事の選定については、どのように決定されるのか。

回答

総合評価落札方式は、入札金額だけではなく、類似工事の実績等、価格以外に様々な評価項目を評価し、総合的に判断し落札者を決定するものです。現在、鹿嶋市では試行的に導入しているため、工事の難易度や設計金額などを考慮しながら総合評価落札方式を適用するかどうかを発注担当課と協議し、入札参加者資格審査会に諮り決定しています。

- (2) 評価項目の見直し及び検討は、行われるのか。

回答

上記でも触れたとおり、現在は試行的に導入しているため、評価項目の見直し、検討は案件ごとに行っています。

- (3) 総合評価落札方式のねらいと、これまでの実績を踏まえ、その成果を伺う。

回答

総合評価落札方式は、民間企業の持つ技術力を生かすことで、公共工事の総合的な価値を高めることがねらいです。令和2年度に3件、令和元年度に2件、平成30年度に1件実施しています。まだ試行段階であるため価格以外の評価項目が落札に影響した案件はありませんが、今後も継続し評価項目の見直し等を行い、精査していきます。

12. 工事名：2鹿教設第72号 小学校校内LAN整備工事（その2）  
2鹿教設第71号 小学校校内LAN整備工事（その1）  
2鹿教設第73号 中学校校内LAN整備工事  
工種：電気工事・電気通信工事  
整理番号：No.23・24・25（一般競争入札）  
工事場所：鹿嶋市大字明石516番地 波野小学校他（No.23）  
鹿嶋市大字大船津2328番地1 豊津小学校他（No.24）  
鹿嶋市大字宮中2398番地1 鹿島中学校他（No.25）  
事業課：教育施設課

- (1) 中止工事を除き40工事中28工事の落札率が95%を超えており、全体的に高い率を示している。取分けその中でも3工事の落札率が99%を超えているが、この落札率をどのように考えたらいいか。

回答

落札率につきましては、設計金額と事業者の入札額によるため、一概にお答えするのは難しいです。

- (2) No.25の整備工事は、一般競争入札にもかかわらず1社（取り降り2・取り下げ1）の応札で落札されているが、これは適正な入札方法なのか。

回答

他の委員の質問でも触れていますが、一般競争入札は3者以上の参加がない場合は中止となります。また、同日開札の場合は先の落札者は後の入札を無効としますが、参加者としては数えられます。そのため、今回の場合は参加者が3者、案件が3件のため、3件目については、事実上1者のみが有効な入札となりましたが、制度上適正な入札方法となっています。

### 13. 最低制限価格について

毎回、最低制限係数により最低制限価格が設定されており、微妙な数字の変化により価格設定がされていますが、この目的と有効性について伺う。

回答

最低制限価格制度につきましては、公共工事における品質の確保、著しい低価格受注（ダンピング受注）による公正な取引秩序の阻害、下請け業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を未然に防止することを目的としています。

また、最低制限価格を決める最低制限価格基準額の算定式は公開していますので、適正に積算ができる事業者であれば、予定価格が公表されていることもあり、ある程度最低制限価格基準額を積算することは可能かと思えます。くじ係数によらず最低制限価格が一定となる場合、落札可能な金額が定まってしまうため、適正な入札執行が難しくなります。そのため、くじによるランダムな最低制限価格の決定を行っています。

14. 工事名：2鹿上水第15号 配水管布設工事  
2国補鹿上水第6-1号 老朽管布設替工事  
工種：水道施設工事  
整理番号：No.23・26（一般競争入札）  
工事場所：鹿嶋市津賀地内（No.23）  
鹿嶋市平井地内（No.26）  
事業課：水道課

本2工事は内容が違うが、予定価格は同額である。しかし最低制限価格基準額が違い、この差異はどのように考えたらいいか。

回答

最低制限価格基準額は、予定価格からではなく直接工事費等の内訳となる金額から計算式によって求めるため、予定価格が同額であっても、金額の内訳が違う場合、最低制限価格基準額が異なる場合があります。

15. 工事名：2鹿廃対第2号 リサイクル施設機械改修工事  
2鹿廃対第3号 汚泥再生処理施設機械改修工事  
2鹿農集第1号 大船津処理施設上澄水排水装置維持補修工事  
工種：機械器具設置工事  
整理番号：No.1・2・3（随意契約）  
工事場所：鹿嶋市大字平井2264番地（No.1・2）  
鹿嶋市大字大船津4063番地（No.3）  
事業課：廃棄物対策課（No.1・2）  
農林水産課（No.3）

本工事の予定価格を決めるための設計・積算は、どのようにしているか。



回答（廃棄物対策課）

本件工事はごみ処理施設（リサイクル施設）及び汚泥再生処理施設の機械改修工事であり、プラントメーカーが工事施工予定者であることから、毎年度予定する工事についてはプラントメーカーと協議の上決定しています。設計・積算の方法につきましては予定工事に対する参考見積書を徴取し、一者見積りであることから直接工事費に係る単価等については率調整を行っています。算出した直接工事費から機械改修工事の率計上により共通費等の積み上げを行い、工事価格を設定しています。

回答（農林水産課）

本工事の設計及び積算は、見積書及び公共建築工事共通費積算基準（令和2年版）に基づくものです。

16. 工事名：2鹿大第1号 大野ふれあいセンター非常用自家発電設備設置工事  
工種：電気工事  
整理番号：No.18（一般競争入札）  
工事場所：鹿嶋市大字津賀1919番地1外  
事業課：大野出張所

- (1) 大野ふれあいセンター非常用自家発電設備設置工事は入札参加者が3者に満たなかったのはなぜか？

回答

鹿嶋市では一般競争入札の場合、参加者が3者に満たない場合は中止としており、1者応札を認めていません。事業者が入札に参加しない理由は、その事業者により異なるため、一概にお答えすることは難しいですが、設計内容・工期等を勘案して参加しなかったのではないかと推察します。

- (2) 指名競争入札にした場合8社での入札が行われている  
街路灯を設置したためなのか？

回答

本工事は一般競争入札が中止となり、設計内容及び工期を変更して指名競争入札に移行しました。その際に委員の質問にある街路灯を追加しています。指名競争入札では、市内本店の電気工事業者の中から、施工実績等を考慮し、8者での指名競争入札になりました。

17. 工事名：2鹿教設第71号 小学校校内LAN整備工事（その1）  
2鹿教設第73号 中学校校内LAN整備工事  
工種：電気工事・電気通信工事  
整理番号：No.24・25（一般競争入札）  
工事場所：鹿嶋市大字大船津2328番地1 豊津小学校他（No.24）  
鹿嶋市大字宮中2398番地1 鹿島中学校他（No.25）  
事業課：教育施設課

小・中学校校内LAN整備工事（71号，73号）は無効（取り降り）  
や取り下げにより業者数が2社または1社となっているが契約をする  
上では問題はないのでしょうか？

回答

委員の1つ目の質問への回答でも触れましたが，鹿嶋市の一般競争入札では  
3者以上の参加者がいるときに，その入札が有効なものとしています。ま  
た，受注拡大を図ることから同日開札の一般競争入札は予定価格が大きい順  
に執行し，先の開札で落札した者は後の開札への参加を無効とする「取り降  
り」という制度を導入しています。さらに，取り降りで無効になった場合  
でも，参加者に数えられるため，3件の工事について開札は全て有効なもの  
となりました。